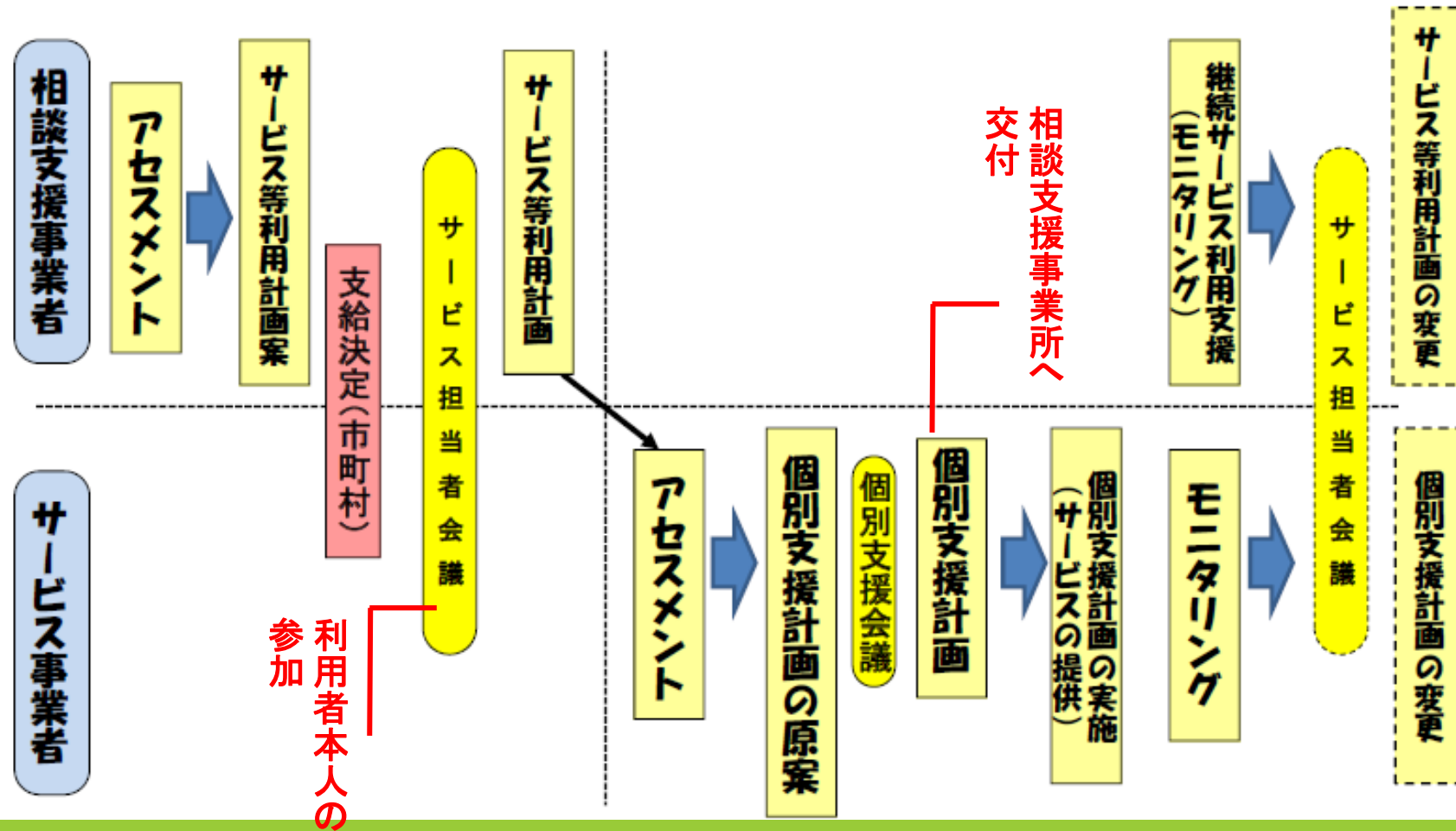


令和7年度運営指導指摘事項 相談支援編

サービス利用支援、継続サービス利用支援の流れ



サービス利用支援費

以下の基準のいずれかを満たさない場合には算定できない

1. アセスメント: 利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面談等
2. 計画案の利用者又はその家族への説明及び文書による同意
3. 計画案及び本計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付
4. サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

継続サービス利用支援費

以下の基準のいずれかを満たさない場合には算定できない

1. 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等
2. サービス利用支援費の要件1～4に準じた手続の実施

集中支援加算

サービス利用支援及びモニタリングを実施する月以外の月に、以下に該当する場合算定。

要件		手続	単位
1	月に2回以上利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接する場合（オンライン面接を含む）	面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存＆市町村長等から求めがあった場合提出	300単位
2	サービス担当者会議を開催した場合	サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存＆市町村長等から求めがあった場合提出	300単位
3	他機関の開催する会議に参加し、関係機関の連絡調整を行った場合	会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存＆市町村長等から求めがあった場合提出	300単位

集中支援加算

要件		手続	単位
4	利用者が病院等に通院するにあたり、病院等を訪問し、職員に利用者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合	単に通院に同行することを評価するものではなく、情報提供・連携強化を趣旨としており、情報提供にあたっては入院時情報提供書を参考にした上で行う	300単位
5	福祉サービス等提供機関からの求めに応じ、利用者に関する情報を提供した場合	病院等、訪問看護事業所への情報提供に情報提供にあたっては入院時情報提供書を参考にした上で行う	150単位

- 必要な記録が保管されていない場合、指摘となります。
- 緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があります。

医療・保育・教育機関等連携加算

サービス利用支援または継続サービス利用支援を実施する月に、関係機関との一定の連絡調整を行った場合

要件		手続	単位
1	福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する情報の提供を受けた場合	相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存＆市町村長等から求めがあった場合提出	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
2	利用者が病院等に通院するにあたり、病院等を訪問し、職員に利用者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合	単に通院に同行することを評価するものではなく、情報提供・連携強化を趣旨としており、情報提供にあたっては入院時情報提供書を参考にした上で行う	300単位
3	福祉サービス等提供機関からの求めに応じ、利用者に関する情報を提供した場合	病院等、訪問看護事業所への情報提供に情報提供にあたっては入院時情報提供書を参考にした上で行う	150単位

例1（サービス利用支援の流れ）

受給者証の更新のタイミングが近づいてきたのでモニタリングを行った。

次に、サービス担当者会議を開催し、意見を募り、その内容を元に計画案を作成した。

このとき、サービス担当者会議の開催日時やその内容の記録は残していない。

その後、受給者証が発行され、本計画を作成。

受給者証にはモニタリング期間が記載されていたが、確認を行わなかったため、モニタリングを実施しないまま、適切なモニタリング月が過ぎてしまった。

例1（サービス利用支援の流れ）

受給者証の更新のタイミングが近づいてきたのでモニタリングを行った。

①次に、サービス担当者会議を開催し、意見を募り、その内容を元に計画案を作成した。

このとき、②サービス担当者会議の開催日時やその内容の記録は残していない。

その後、受給者証が発行され、本計画を作成。

③受給者証にはモニタリング期間が記載されていたが、確認を行わなかったので、モニタリングを実施しないまま、適切なモニタリング月が過ぎてしまった。

手順×。計画案を作成してからサービス担当者会議を行うこと。

アセスメント(モニタリング)、計画案、サービス担当者会議、本計画について、それぞれ作成した日付や内容が記録されていない場合、正しい手順で計画が作成されているか確認できない。

受給者証を確認し、適切な期間にモニタリングを行うこと。

例2（サービス利用支援費の算定）

今月は、Aさん、Bさん、Cさんの受給者証更新の手続きを行う。

モニタリングについて、Aさんは電話で済ませることにし、BさんとCさんは同じ就労継続支援B型事業所に通所しているので、事業所で済ませることにした。

モニタリング実施後、計画案を作成したが、急いでいたので、サイン欄に相談支援専門員自らがサインを代筆した。

その後、受給者証が発行されたので、すぐに本計画を作成し、サービス利用支援費を請求した。

例2(サービス利用支援費の算定)

モニタリングについて、Aさんは①電話で済ませることにし、

BさんとCさんは同じ就労継続支援B型事業所に通所しているので、②事業所で済ませることにした。

モニタリング実施後、計画案を作成したが、急いでいたので、③サイン欄に相談支援専門員自らがサインを代筆した。

その後、受給者証が発行されたので、④すぐに本計画を作成し、サービス利用支援費を請求した。

電話でのアセスメント、モニタリングは×。利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認すること。

日中活動系の事業所(就労系・生活介護等のほか、児発・放デイも含む)×。居宅等で行うこと(居宅でのモニタリングに加え、日中活動系の事業所でサービス提供時のモニタリングを行うことは可能)。

利用者への説明並びに同意の手順が適切に行われているかどうか、客観的に判断できない。

サービス担当者会議を実施していない場合、サービス利用支援費の請求はできない。

例3（集中支援加算）

Dさんは、今月はモニタリング月ではないが、急な体調不良のため面談してほしいと連絡があった。

急ぎ居宅を訪問し面談を実施、状況を確認した。

医療機関の受診も必要であったため、通院にも同行した。

その後も状態が落ち着くまで、居宅を訪問したり、関係機関との連絡調整を行ったりした。

これらの支援について記録の整備はしていないが、何らかの要件には該当するだろうと思い、集中支援加算を算定した。

例3（集中支援加算）

これらの支援について記録の整備はしていないが、何らかの要件には該当するだろうと思い、集中支援加算を算定した。

算定の根拠×。集中支援加算には1～5の要件があり、単位数・手続きが異なるが、いずれに該当するののかも判断できない。

- 月に2回以上利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接した場合
記録が全く無いことはもちろん、「日時しか記録しておらず、どのような内容であったかは記録していない」等も認められない。内容の要旨まで記録すること。
- 利用者が病院等に通院するにあたり同行した場合
通院に同行しただけでは×。入院情報提供書を参考に情報提供を行い、そのことが客観的に確認できるよう記録も作成すること。

例4（集中支援加算）

Eさんは受給者証更新の手続きが必要である。

モニタリング、計画案の作成、受給者証の発行後のサービス担当者会議、本計画の作成と、適切な手順を踏んだ。

集中支援加算の要件を見ると、サービス担当者会議が含まれていたもので、受給者証更新のためのサービス担当者会議について、集中支援加算を算定した。

例4（集中支援加算）

Eさんは受給者証更新の手続きが必要である。

モニタリング、計画案の作成、受給者証の発行後のサービス担当者会議、本計画の作成と、適切な手順を踏んだ。

集中支援加算の要件を見ると、サービス担当者会議が含まれていたので、受給者証更新のためのサービス担当者会議について、集中支援加算を算定した。

算定×。サービス等利用計画の作成にあたって、一連の手続きとして行ったサービス担当者会議は集中支援加算の対象とならない。サービス利用支援費の算定にあたっては、サービス担当者会議を実施しなければならないため、加算評価しない。

※サービス担当者会議実施加算も同様

例5（医療・保育・教育機関等連携加算）

今月はXさん、Yさん、Zさんのモニタリング月である。

Xさんについては、通所している生活介護事業所の職員と面談を行った。

Yさんについては、Yさんが通う学校の先生と会議を行ったが、特段記録は残していない。

Zさんについては、Zさんが通院する病院から、Zさんの心身の状況について情報提供の求めがあったので、電話で回答した。どのような内容を提供したのかは特段記録していない。

以上のことをもって、全員、医療・保育・教育機関等連携加算の300単位を加算した。

例5（医療・保育・教育機関等連携加算）

今月はXさん、Yさん、Zさんのモニタリング月である。

Xさんについては、①通所している生活介護事業所の職員と面談を行った。

Yさんについては、Yさんが通う学校の先生と会議を行ったが、②特段記録は残していない。

Zさんについては、Zさんが通院する病院から、Zさんの心身の状況について情報提供の求めがあったので、③電話で回答した。どのような内容を提供したのかは特段記録していない。

以上のことをもって、④全員、医療・保育・教育機関等連携加算の300単位を加算した。

算定×。対象機関は、障害福祉サービス事業所以外の病院、企業、学校等。

相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。

算定の根拠が確認できない。医療・保育・教育機関等連携加算には1～3の要件があり、単位数・手続きが異なるが、いずれに該当するのかも不明。

要件によって単位数は150～300単位と異なる。

モニタリング月の設定について

- モニタリング月については、モニタリングの最終月を基準とし、そこから遡って設定する。

【参考】相談支援に関するQ&A(令和6年4月5日)

問38 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答) 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

- 例1: 9月1日～4月30日までの決定で、モニタリング期間は3月ごとの場合

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	○			○			●

- 例2: 5月1日～3月31日までの決定で、モニタリング期間は6月ごと(最初の3月は毎月)の場合

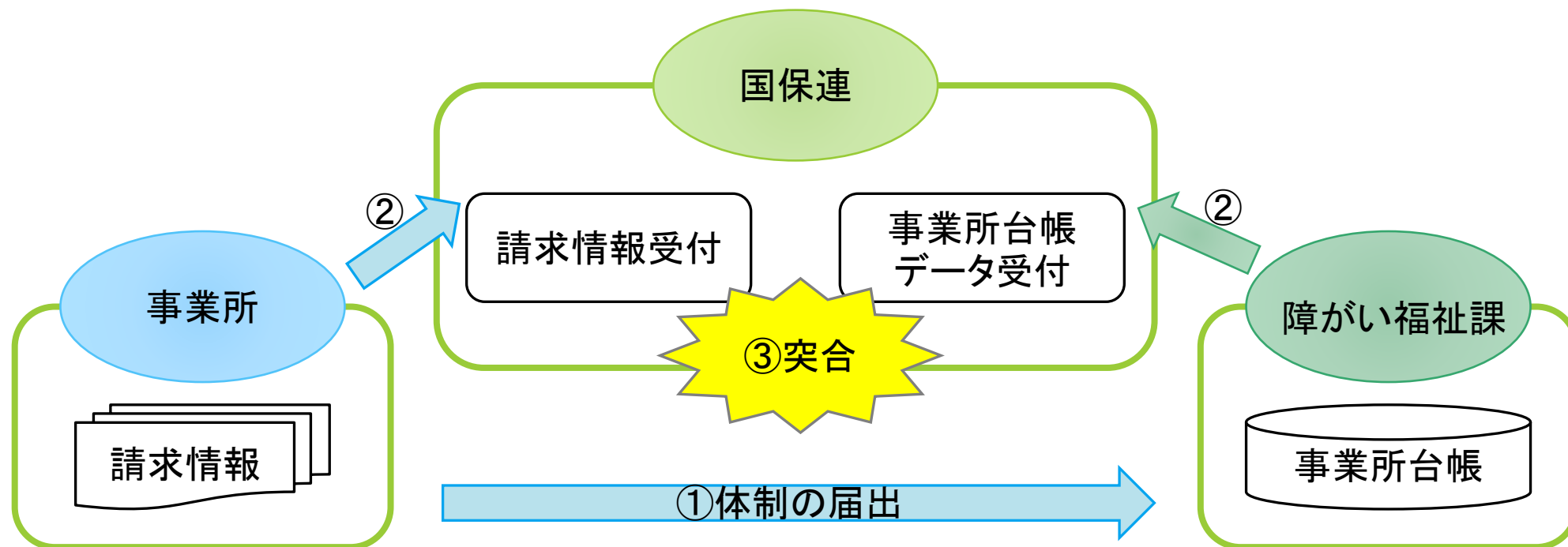
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○	○	○		○						●

モニタリング月の設定について

- モニタリング期間については、モニタリング実施標準期間（受給者証記載）に従った設定が基本。
- 利用者の特性や生活環境等により、頻回なモニタリングの実施が必要と判断する場合は、標準期間とは異なる期間の設定も認められる。

- 標準期間とは異なるモニタリング期間の設定を行う場合は、事前にご連絡の上、変更届(17号様式)をご提出ください。
- ご連絡のないまま標準期間とは異なる期間にモニタリングの実施があった場合、原則請求は認められません。

体制の届出と報酬の算定



- 事前に市への届出が必要な体制加算は、届出を行ったとしても請求しなければ算定できない。
- 事前の届出が不要な加算は、国保連の審査でエラーが出なかったとしても、自己点検しなければ誤った請求が通ってしまう可能性がある。